

## 本部長指示事項

- 全国的に新型コロナウイルスの新規感染者数は減少傾向が継続しており、本市においても同様の傾向です。また、入院者数についても同様に減少傾向が継続しています。
- 国は、令和5年2月10日に対策本部会議を開催し、3月13日からはマスク着用の考え方の見直しを行い、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることを決定しました。  
また、マスク着用を推奨する場面として、医療機関受診時、医療機関や高齢者施設等訪問時、通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時のほか、感染流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時と示されました。
- このことを踏まえ、市有施設や市が主催する事業・イベントの感染防止対策及び市職員の職場におけるマスクの取り扱いに関する方針について、市の対策本部会議で決定いたしました。
- マスクの着用については、市民に一律の着用を求めず、基本的には市民個人の判断に委ねることとしますが、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、医療機関受診時や高齢者の介護施設訪問時などはマスクの着用を引き続きお願いいたします。  
それ以外にも、飛沫感染のおそれがある合唱を伴う市の施設の利用、重症化リスクの高い方が集まる介護予防教室などの行事やイベント等ではマスクの着用をお願いします。  
本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、皆様のご配慮をお願いします。
- 今回マスクの取扱いは大きく変わりますが、市有施設や市が主催する事業・イベントでは、「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生の励行、効果的な換気等、引き続き基本的な感染防止対策を行います。各施設・行事ごとの感染防止対策については、市HP等で周知いたしますので、ご利用の際は事前にご確認いただきますようお願いいたします。
- また、勤務中の職員について、市立病院や高齢者介護施設等を除き、窓口で対応する職員等も含め、マスクについては一律に着用を求めるのではなく、個人の判断に委ねることにいたします。窓口で対応する職員がマスクをしていないことをご不安な場合は、市民の方からの求めがあればマスクを着用するように指示をいたしました。併せて、三密の回避、手洗い、手指消毒、換気など基本的な感染防止対策は引き続き徹底するよう指示しております。

○ 各担当部署においては、これから申し上げる対応をお願いします。

- ・国から3月上旬に示されることとなっている、感染症法の5類移行後の「患者等への対応」及び「医療提供体制」については、情報を把握するとともに市民が混乱しないように丁寧な周知に努めてください。また、発熱患者を診察する医療機関を支援するための方策を検討し、実施してください。
- ・高齢・障害施設等については、重症化リスクの高い高齢者・障害者を守るため、施設職員の抗原検査を継続して実施するとともに、引き続き、感染の早期発見や拡大防止に努めてください。
- ・市内事業者、イベント主催者などに、マスク着用の考え方の見直しについて、改定後の業種別ガイドラインを確認し、取り組まれるよう周知をお願いします。
- ・新学期の学校のマスク着用については、文部科学省から「学校教育活動の実施に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とする」との方針が示されています。新年度開始に当たっては、マスクの着用を基本的には求めないこととしますが、引き続き基本的な感染防止対策をとりつつ、合唱など感染リスクが比較的高い学習活動の際のマスク着用について対応を検討し、児童・生徒・保護者に確実に伝えてください。
- ・国から、令和5年度のワクチン接種について方針が示されたことから、対象者や接種時期など市民に分かりやすく丁寧に周知を行うこととともに、希望する方が速やかに接種できるよう、実施体制の確保をお願いいたします。

○ 新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立を進めるための新たな一歩として、今回のマスクの取り扱いの見直しが決定されました。市民の皆様におかれましては、引き続き基本的な感染防止対策を行うとともに、もしもの時に備え、「オミクロン株対応ワクチンの接種」及び「解熱鎮痛剤」や「新型コロナウイルスの抗原検査キット」の備蓄についてご検討をお願いいたします。

また、体調不良時や新型コロナウイルス感染症の検査陽性の方は、会社や学校を休む、外出を控えるなど、周囲の方に感染を広げない行動をお願いいたします。